

演習林作業における安全管理マニュアル

I 一般的安全心得

1. 作業の計画及び実行

- (1) 演習林における各種作業は原則として年間事業計画に基づいて行うものとし、実施の時期については月及び週単位で具体的に検討のうえ、計画する。
- (2) 作業の実施に当たっては、作業責任者を決め、作業の目的・方法・工程、使用する機械・器具・資材等について十分な打ち合わせを行い、職員間で作業内容に対する共通理解を深める。
- (3) 野外作業であるので天候には十分に留意し、無理な計画は立てない。とくに、山間部の気象状況は急変することが多いが、この場合安全な場所にすみやかに退避する等の確な判断に基づいて迅速に危険を回避する。
- (4) 森林作業は時期的、時間的に制約されることが多いが、実行上無理のない計画を立てる。作業責任者にあつては、その日に計画した作業量の完全遂行に固執することなく、当日の作業終了決定には時間・天候等その時の現地の状況に応じた的確な判断を下す。
- (5) 伐木造材作業等常に危険の伴う野外作業では極力単独作業は避けること。
- (6) 作業実行上現地演習林で判断しかねる事態が生じた場合は、演習林総括に連絡し、検討の後、これに対処する。
- (7) 安全作業、危険防止等について話し合う機会を定期的にもち、職員相互で事故防止についての認識を新たにする。
- (8) 現場での緊急事態に備え、連絡が迅速に行われるよう、携帯電話、無線機等により連絡手段を確保する。
- (9) 業務上必要な安全技術講習、安全教育講習等を受講し、常に安全作業に対する技術及び意識の向上に努める。
- (10) 事故が起きた時は、速やかに現地演習林事務所に連絡し、指示を受ける。
- (11) 日頃の体調管理には十分に気をつける。特に危険を伴う作業前日は深酒等を控えて十分な睡眠を確保する。また夏季炎天下の作業時には水分等を摂取し、熱中症には気をつける。

2. 服装

- (1) 作業時には身体に合った、動きやすい作業衣を着用する。

(2)機械の突起部に引っかからないような、きちんとした作業衣を着用する。

(3)作業種に応じて、これに適した帽子，靴，手袋等を着用する。

3.機械・器具類の点検・整備・保管

(1)点検・整備に使用する工具類は，各機器ごとに所定の保管場所を決め，整理・整頓しておく。

(2)機器類の点検・整備は，取扱説明書に従って定期的に行い，点検・整備簿を作成し，記録する。

(3)機器類は使用前に必ず点検する。

(4)安全保管のため，安全ステッカー，安全色彩等を適宜使用する。

4.安全・保護具の使用

(1)井川演習林および川上演習林内，並びに演習林内の作業種に応じて，保護帽，安全靴，鋏付き靴，安全ベルト，すべり止め手袋，呼笛等の安全用具を必ず使用する。

(2)作業種に応じて，防寒服，防振・防寒手袋，保護眼鏡，耳栓等の保護用具を使用する。

5.救急薬品などの配備

(1)作業中の負傷，打撲，ハチ刺され等の応急手当ができる救急薬品・器具を，演習林事務所及び演習林内各作業所に常時備えておく。

(2)作業担当者個々にあっても，応急処置ができる簡単な薬品類を携帯する。

車両・機械・器具類の取扱いに関する注意事項

1．自動車(普通車，貨物車)の運行

(1)演習林業務以外の目的に使用してはいけない。

(2)始業前点検を実施し，業務終了後は運行日誌に記録すること。

(3)運行中は後部座席を含むすべての座席において必ずシートベルトを着用すること。

- (4)演習林は山岳地で自然災害（落石，崩土，路肩決壊，風倒木等）が発生しやすい条件下にあるため，非常事態に備えいつでも停車できる程度のスピードを保持し，慎重な運転を行うこと。
- (5)水たまりや水の流れの中を走行した直後には，ブレーキが正常に働くことを確認すること。
- (6)一時的停車でも自動車から離れる場合には，エンジンを切り，サイドブレーキをかけ，ギアは「ロー」か「バック」，「パーキング」に入れ，さらに坂道では輪止めをすること。
- (7)駐車する場合は，できるだけ平坦地で落石等の危険性が少なく，風当たりの少ない場所を選び，エンジンを切り，サイドブレーキをかけ，ギアは「ロー」か「バック」，「パーキング」に入れ，さらに輪止めを車輪の前後におくこと。
- (8)冬季の路面凍結・積雪時前に早めにスタッドレスタイヤに交換する。またタイヤチェーン等を装備する。急発進，急ブレーキ，急ハンドルをせず 低速走行で安全運転を心がけること。

2.車両系建設機械等による作業（排土，除雪等）

- (1)運転者は，車両系建設機械運転技能講習修了者の資格取得者であること。
- (2)始業前点検を実施し，作業終了後は運行日誌に記録すること。
- (3)山岳傾斜地での作業であるため，不安定状態で機械を稼働しないこと。
- (4)崖や軟弱な路肩及びのり肩等には不用意に接近しないこと。
- (5)作業中は突発事故に備え，いつでも停止，または脱出できる体勢で運転すること。
- (6)機械能力以上の稼働は危険につながるため，無理な運転はしないこと。
- (7)作業は 2名 1組で当たり，合図者は運転者と合図方法を決め，必ず車両の作業範囲から離れた見やすい場所で，大きな動作で明瞭に節度をつけて合図すること。
- (8)運転者以外の人を運転席付近やその他の箇所に乗せないこと。
- (9)機械から離れるときは，バケット・排土板を地上におろし，エンジンを止め，走行ブレーキをかけること。
- (10)駐車する場合は，平坦な場所を選び，駐車ブレーキをかけ，スイッチ類を全て「OFF」にすること。また，作業機操作レバー，変速レバー等は中立にし，ロックすること。
- (11)冬季の作業ではタイヤチェーンを装備し，路面凍結・積雪でのスリップに注意し，安全運転

を心がけること。

3. 索道による運搬作業（資材，器材等の運搬）

- (1) 索道装置取扱者は，林業架線作業主任者及び集材機運転士の資格取得者であること。
- (2) 運行前点検を実施し，作業終了後は運行日誌に記録すること。
- (3) ワイヤロープ・アンカー部の損耗状態，支柱の傾き・腐朽状態，架線下支障木の状況等をチェックし，安全運行のための保守管理を励行する。
- (4) 運搬作業は 2名以上で当たり，索道運行中は作動状況をよく観察し，異状を認めたと直ちに運転者に伝達できる体制を取っておくこと。
- (5) 運転は異状時の緊急停止のため，低速で行うこと。
- (6) 索道運行中は索張りの内側に入らないこと。
- (7) 完全荷掛け及び荷掛け搬器グリップの緊締を確認すること。

4. チェーンソー，刈払機による作業（下刈，除伐，伐木等）

- (1) 1日の使用時間は 2時間以内とし，1回の作業（連続運転時間）はチェーンソーで 10分以内，刈払機で 30分以内とすること。（労働安全衛生規則等に準じる。）
- (2) 始動する場合は，周囲の安全を確認した上で行うこと。
- (3) 作業中は他の人を近づけないこと。
- (4) 刈払機による作業では作業中や移動中は必ず肩掛バンドを着用すること。
- (5) 傾斜地で足場の悪い場所での作業が多いため，足場の確保をし，身体のバランスが安定するような姿勢で作業すること。
- (6) ソーチェーン，刈刃を地上付近の切株・石等の障害物に当てないように注意すること。
- (7) ソーチェーンのゆるみ及び刈刃の損傷は事故につながるため，常に注意を払い，点検すること。
- (8) 燃料補給時及び他の場所への移動時には，必ずエンジンを停止すること。

学生実習等に関する安全管理

指導する教員及び演習林職員は、実習・実験ならびに卒業研究等調査で利用する学生及び院生に対して、下記の事項を十分に留意させ、フィールド活動が安全保持のもとに行われるよう支援・指導する。

1. 実習・実験など実施上の基本的事項

- (1) 実習・実験にあつては、必要な場合は指導補助者として技術職員が同行する。
- (2) 学生のみ調査にあつては、可能な限り演習林職員が同行する。
- (3) 演習林内入下山には、原則として公用車を使用する。
- (4) 利用期間中の行動日程及び毎日の行動予定については、利用者と十分な打ち合わせを行う。
- (5) 卒業研究等調査の学生に対しては携帯電話の携行または携帯無線機を貸与し、連絡方法を指示し、常時連絡が取れるようにする。
- (6) 卒業研究等調査の学生に対しは調査対象地の状況を詳細に説明し、十分な状況把握をさせる。学生にとって危険性がある調査地には職員が同行する。
- (7) 演習林内作業所を宿泊利用させる場合は、発電器、給湯器、ガス等の取扱いに十分注意させる。
- (8) 演習林内作業所に配備してある救急薬品等の所在を明確にしておく。
- (9) 事故が起きたときは、速やかに演習林職員に連絡し、指示を受ける。

2. 実習・調査など実施上の注意事項

- (1) 身体にあつた、動きやすい服装、靴等を着用する。
- (2) 状況に応じて演習林より貸与する保護帽を着用する。
- (3) 歩行・作業中は落石、転石に注意する。
- (4) ナタ、ノコ、カマ等刃物器具の取扱いに注意する。
- (5) 演習林で実習、調査等に参加する学生・院生等は必ず「学生教育研究災害傷害保険」に加入する。
- (6) その他、危険につながる指摘事項に注意する。